

福島県環境審議会全体会（令和4年1月25日書面開催）における「令和4年度水質測定計画」に対する意見と対応

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
1	安斎委員	承認する		
2	石庭委員	承認する	<p>1 資料1、第2-3、(3) - (ア)：「水域の状況に応じて」とあるが、どのような判断方法なのか。</p> <p>2 資料1、第3-2、(1)：「未調査の井戸または・・・」とあるが、県として把握している（調査すべきと考えている）井戸の総数はどの程度なのか。</p> <p>また、その中で調査を終えている数はどれほどなのか。</p>	<p>1 公共用水域における健康項目及びその他の項目の測定回数につきましては、月1回以上測定することを原則としながら、長年検出されない場合などの際は測定回数の効率化を図っております。</p> <p>2 地下水の概況調査の対象井戸につきましては、ローリング方式の場合は対象となったメッシュ区域内の市町村、定点方式の場合は調査対象工場等が立地する市町村の協力を得て、その都度、調査対象井戸を選定しております。</p> <p>このため、井戸の総数は把握しておりませんが、平成元年度以降、令和2年度までに概況調査で実施した井戸の総数は、3,184本になります。</p>
3	伊藤委員	承認する	阿武隈川水系荒川はグループで水質調査、測定（BOD）しているが、11年連続日本一の結果が出ている。	荒川におきましては、本水質測定計画に基づき福島河川国道事務所が調査を行っておりますが、その結果、11年連続で「水質が最も良好な河川」とされております。
4	大河原委員	承認する		
5	大迫委員	承認する		
6	大宅委員	承認する		

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
7	小野委員	承認する	<p>1 会議の事前に意見を聞くという以上に、承認を求める文書開催なのだから、「どうしてこの案になったのか」「前年と違うのは〇〇で、意図は△△である」という説明が、もっと丁寧であった方が良い。</p> <p>特に専門家でない委員は、形式的に「承認」を求められているようで、今回の回答に責任が持てるか、疑問が残る。</p> <p>2 福島第1原発の沖1,000mポイントは、政府と東京電力が2023年春にもトリチウム処理水を海洋放出しようとする場所であり、福島県の将来のためにも、しっかり測定すべきポイントだが、一方で大量の水が出てくることで、他の調査項目への影響をどう考えているのか説明がほしい。</p>	<p>1 御意見を踏まえ、委員の皆様の理解をいただいた上で承認いただけるよう、今後は丁寧に説明してまいります。</p> <p>2 ALPS処理水につきましては、東京電力が実施した貯蔵タンク内の処理水の水質調査結果では、生活環境項目が水質汚濁防止法に定める排水基準を下回っており、また、放流する場合は、海水で100倍以上に希釈して放流する計画であることから、pHやCODなど水質測定計画に定める項目への影響はないものと考えておりますが、これまで同様、当該地点における水質について監視を続けてまいります。</p>
8	河津委員	承認する		
9	今野委員	承認する		
10	崎田委員	承認する	<p>すでに国内では生産工程での使用はされていない物質であるが、「PFOS」や「PFOA」が残留し、過去に使用された事業者の工場等の周辺地域で井戸水から検出される事例が、全国各地にあることがここ数年問題になっている。</p> <p>福島県内でも過去にこのような事例、あるいは可能性のある地点があれば、「継続監視調査」は実施していただきたいと考える。</p> <p>なお、すでに使用されていない物質であり、対象にするのは難しい場合には、この測定計画の範囲外としてでも、継続的なモニタリングを検討いただきたい。</p>	<p>PFOS、PFOA につきましては、これまでの地下水の調査の結果、検出された地点はあったものの、暫定指針値以下となっています。</p> <p>PFOS、PFOA は新たに要監視項目に追加され、令和3年度から測定を始めたばかりであり、県内の状況把握のため、令和4年度の計画においては新たな井戸での測定を優先したいと考えております。</p> <p>なお、上記の検出された地点については、周辺の状況などの確認を行い、その結果を踏まえ継続的なモニタリングの実施について検討してまいります。</p>
11	清水委員	承認する		
12	高野委員	承認する		
13	高橋委員	承認する		

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
14	武石委員	承認する	<p>1 環境基準が「大腸菌群」から「大腸菌数」へ変わり、よりふん便の影響のみが評価できるようになったことは大変良いことである。ただし、新たな分析法を導入する際は、安定性（繰り返し分析精度：RSD）、正確性（真値との比較）、トレーサビリティ（認証標準試料校正）などの評価を十分に行い、分析者の力量も含めた品質維持に努められることを希望する。</p> <p>2 他の水質測定項目の品質保証に関しても定期的に確認していくことが大切である。特にモニタリングなどで重要なのはサンプリングである。自然環境では天候や降雨、水位、濁りなど変動するので、サンプリング時の状況を常に記録して異常値が検出されたときの評価や再分析、再サンプリングに反映させることが重要である。サンプリングは、採取した試料がその地点を代表しているかどうか、サンプリングの代表性を常に意識して行って頂ければと思う。</p>	<p>1 御意見のとおり、分析にあたっては分析機関に細心の注意を促すとともに、クロスチェックの実施等により、データの信頼性の確保に努めます。</p> <p>2 サンプリングにつきましては、基本的に晴天が続き水質状態が安定している日に行うこととしており、併せて天候や色相、臭気などを記録することで採水時の状況を把握しております。 引き続き、適切なサンプリングを行ってまいります。</p>
15	武田委員	承認する		
16	丹野委員	承認する	<p>1 令和2年度の地下水水質測定結果の5ページ目に、汚染井戸周辺地区調査の結果が記載されており、その中で浪江町立野地区については、令和3年度以降もC井戸で継続監視調査を実施する旨の記載があるが、令和4年度水質測定計画の継続監視調査測定地点一覧表（別表4）では、浪江町立野地区は選定されていない。 令和4年度に測定しない理由について、教えていただきたい。</p> <p>2 令和2年度の水質測定結果を踏まえて、継続監視調査対象箇所となった会津若松市七日町、日新町、大町周辺地区や喜多方市長内周辺地区について、ヒ素やシアンなどの測定箇所が1地区もしくは数地区のみの測定となっており、その他の水質分析項目では、地区全域が測定対象となっている。 地区選定に関する考え方等について教えていただきたい。</p>	<p>1 御指摘について、令和4年度の計画でも調査することとしておりますので追記いたします。 そのため、資料1、P4の表は別紙のとおりとなります。</p> <p>2 継続監視調査につきましては、過去に有害物質が検出された項目等について経年的なモニタリングを行っております。 同地区であっても、物質ごとに地下水汚染の範囲が異なることから、測定項目が異なることがあります。</p>

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
17	中野委員	承認する	大腸菌群数に係る環境基準の見直しにより、R4年度の水質測定計画では大腸菌数を測定することになっているが、これまでのデータと比較することができなくなる点は問題である。 猪苗代湖等の代表的な地点においては、引き続き大腸菌群数の測定も継続すべきと考える。	御指摘のとおり、猪苗代湖につきましては、これまで蓄積されたデータの活用を図るため、水質測定計画外ではありますが、引き続き大腸菌群数の測定を継続する予定です。
18	新妻委員	承認する		
19	二瓶委員	承認する		
20	西村委員	承認する	参考資料 1-2 について 1 P. 7 大腸菌数の測定方法 培地の作成～植菌～培養、検出にあたり、全く用いないものも記載されている。 一方で、培地調整時に重要な「pH」の記載がなく培養時間もあいまいである。 2 P. 17、21 水素イオン濃度の表記 「PH」ではなく「pH」である。	1 国作成の資料のため、御意見について国に確認の上、公定法に基づき適切に測定してまいります。 2 国作成の資料のため、御指摘について国に連絡いたしました。
21	沼田委員	承認する		
22	橋口委員	承認する		
23	門馬委員	承認する		
24	油井委員	承認する		

No.	委員名	承認の認否	意見等	意見等への対応
25	渡邊委員	承認する	<p>1 喜多方市長内周辺地区で問題になっていたヒ素、シアン、フッ素等の汚染について令和3年度に広範囲に調査を行う計画が出ていたと思うが、今回頂いた参考資料3は令和2年度の結果である。令和3年度の測定結果は1年遅れになるのか。</p> <p>2 また、令和4年の継続監視調査地点にも広範に測定することが計画されているが、課題が解決されていないということなのか。</p> <p>3 継続監視調査地点の場合、測定データだけではなく、解析結果（濃度、広がり、処理の方法、その効果など）が記載されると継続の必要性などが理解できると思う。検討いただくようお願いする。</p>	<p>1 令和3年度の全県分の測定結果については、御指摘のとおり、令和4年度に集計することになります。 なお、喜多方市長内周辺地区の地下水の測定結果については、井戸所有者には都度、結果をお知らせしているとともに、報道機関に対しても随時、公表しております。 ○最新の公表内容（R3.7.26） ・ふっ素：調査対象253井戸、基準超過47井戸 ND～3.8mg/l（環境基準：0.8） ・ほう素：調査対象157井戸、基準超過1井戸 ND～1.8mg/l（環境基準：1） ・砒素：調査対象157地点、基準超過なし ・全シアン、鉛：調査対象43井戸、基準超過なし</p> <p>2 現在、事業者は、敷地周囲に遮水壁を設置し、敷地内の汚染地下水を揚水して処理すること等による地下水汚染拡散防止の措置を実施しております。 県としては、同社が実施する措置が速やかにかつ適正に実施されるよう指導するとともに、今後とも地下水の汚染状況の動向を把握するため、汚染源の影響を受けやすい地点などにおいて、地下水のモニタリングを継続して実施してまいります。</p> <p>3 継続監視調査は、概況調査で汚染が発覚した井戸等を、汚染が認められなくなるまで継続的に監視する調査です。 なお、解析結果については、委員の皆様の理解をいただけるよう、今後は丁寧に説明してまいります。</p>